

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	16 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から 42 年 1 月まで  
② 昭和 43 年 8 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 45 年 4 月から 46 年 2 月まで  
④ 昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月まで  
⑤ 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで  
⑥ 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで

私の国民年金保険料納付記録について、厚生年金保険の加入期間と重複している部分については、国民年金保険料の還付を受けているとのことだが、私は国民年金保険料の還付を受けた記憶がない。

申立期間の国民年金保険料を還付していないものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳により、申立人は、申立期間⑤及び⑥に係る国民年金保険料を納付していたことが確認できる。また、還付整理簿には、厚生年金保険被保険者期間と重複していた当該期間直前の昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月までの還付記録は記載されているものの、当該期間については還付の記載が無いなど、行政側の記録管理の不備が認められることから、還付されていないものと考えられる。

一方、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料については、還付整理簿により、還付処理されたことが、還付金額、還付決定日及び還付支払日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対し保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 12 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、「市の年金課です。」という電話連絡の後に、市の職員が自宅へ集金に来ていた。領収書はもらえなかったが、市の職員なので疑うこともなく信用し、安心して現金で納付していた。

平成 21 年 4 月に社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の未納期間及び免除期間があるということを知り、非常に驚き遺憾に思った。免除申請は絶対にしていないし、国民年金保険料は 30 年以上納付しており、昭和 54 年 4 月から 63 年 3 月までに数十万円の保険料を納付している。申立期間が未納や免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の特殊台帳によれば、申立期間の申立人夫婦二人分の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて同時に納付又は免除申請されていることが推認できるところ、申立人の夫の国民年金保険料の納付記録については、申立期間①のうち昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間②のうち 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の納付記録が平成 21 年 8 月に追加され納付済みとされていることから、申立人についても納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうちの昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間、並びに申立期間③については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料も当該

期間は未納とされている。

また、A市では、申立期間は市の職員又は嘱託職員が国民年金保険料の未納者宅を納付指導のため訪問することはあったが、訪問先で国民年金保険料を直接集金することはしていなかったとしており、市の職員が自宅に来て、領収書も渡さずに国民年金保険料を集金していたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立期間②のうちの昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間については、特殊台帳、オンライン記録及びA市の電子データにより、申請免除期間とされていることが確認できる上、申立人の夫についても同様に、当該期間は申請免除期間となっている。

加えて、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間を除く期間及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から同年 9 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 55 年 12 月まで

私は、はっきりと憶えていないが、国民年金保険料は欠かさず納付していたと思っていた。しかし、60 歳以降だっと思いが、A 市役所近くに年金相談の窓口があったので同相談窓口担当者に相談をしたら、保険料の未納期間があり、そのままにしていたら将来受給する年金の額が少なくなるのでその未納期間については是非保険料を納付した方がいいと勧められた。そこで同市の B 社会保険事務所（当時）で納付手続をした。その保険料納付の方法だが、一括納付でなく、分割納付で何回かに分けて納付した記憶がある。

年金相談担当者の説明を受けたとおりに国民年金の保険料を納付したのは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 5 月に払い出されていることが確認でき、当該期間の前後の期間は適正に国民年金保険料が納付されている上、特殊台帳では、申立期間①直前の 49 年 6 月に付加保険料の納付の申出手続が行われていることが確認できることから、申立人は、当該期間について付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、60 歳に達した昭和 63 年ごろの年金相談で国民年金保険料の未納期間があると教えられ、その分の保険料を過年度納付するように勧められたと供述しているものの、特殊台帳では、申立期間②直後の 56 年 1 月から 57 年 10 月までの期間について、58 年 4 月から 59 年

4月の間に5回に分けて過年度納付されていることが確認できることから、申立人が年金相談を受けた時期は58年4月ごろであったと推認される上、その5回の納付がいずれも時効となる直前に過年度納付されていることから、申立期間②は、この時期において時効により保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 52 年 4 月から 55 年 6 月まで

20 歳の時、母から私を国民年金に加入させた旨を告げられた。その後、収入を得るようになったころ、母から自分で保険料を納めなさいと言われ、年金<sup>つづ</sup>綴りを渡された。そのころは国民年金保険料を納付するだけの収入もあった。

社会保険事務所（当時）で払い出された年金番号が無いと言われたが、私の生年月日と名前の同姓はいないはずだし、どこへ転居しても、1 年分の<sup>つづ</sup>綴りを送ってこなかったことは無い。転居しても近くの役場、郵便局、銀行などで支払っていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直前の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの記録が、オンライン記録では国民年金保険料が未納とされていたものの特殊台帳では納付済みとされていたことから、平成 21 年 10 月に納付済みに記録訂正されている上、オンライン記録では納付済みとされている当該期間直後の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までが特殊台帳では未納となっているなど、行政側の記録管理の不備がうかがえる上、当該期間前後は保険料が納付されていることから、申立期間②の 3 か月のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 4 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人が供述する納付方式や納付金額は、当該期間当時の納付状況と乖離<sup>かいり</sup>している。

また、申立期間③については、特殊台帳に、昭和 54 年 11 月の時点で、申立人の住所地確認ができていない旨の記載があり、納付書の送付ができなかった状況がうかがわれる上、申立期間③直後の 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が、最大限さかのぼって納付することが可能な 57 年 10 月に過年度納付されていることから、過年度納付された時点では、申立期間③は、時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1936

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 53 年に自営業を始め、妻と共に国民年金に加入した。加入後の 2 年 4 か月は国民年金保険料を納付したが、その後は納付する余裕がなくなり、市役所に相談をして申請免除の手続をした。夫婦で仕事をしているので、国民年金保険料も夫婦一緒に納付や免除の手続をしていた。

しかし、社会保険事務所（当時）で記録の確認をしたところ、申立期間について、私のみが未納とされていたので、申立期間について申請免除をしていたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月に夫婦連番で払い出されており、その後の国民年金保険料の納付状況は、オンライン記録では申立期間を除き、納付済み、未納及び申請免除の記録が夫婦共に同一である上、保険料の納付年月日が確認できる期間については、夫婦共に同一日に納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間直後の昭和 62 年度の申請免除が、夫婦共に、昭和 62 年 7 月 1 日に申請、同年同月 28 日に処理されていることが確認できることから、申立期間についても、申立人の妻と一緒に申請免除を行っていたと考えるのが自然である。

さらに、申請免除は、通常、世帯全員の所得によって審査されるが、申立期間の申請免除について、申立人の妻は免除が承認されているにもかかわらず、申立人のみが承認されなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1981

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社Dセンター）における資格喪失日に係る記録及び同社E工場における資格取得日に係る記録を昭和21年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年1月から同年7月までは170円、同年8月から同年12月までは510円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から22年1月1日まで

A社における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答があった。同社の労働者名簿に昭和21年8月1日付け同社E工場長発令の記載があり、申立期間に同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所であるF社が提出したA社に係る申立人の労働者名簿により、昭和18年4月1日付けで同社B工場勤務の発令、21年8月1日付けで同社E工場長の発令が確認できる。

また、当該事業主は、「A社の労働者名簿に昭和21年8月1日付けで同社E工場長の発令が記録されており、申立期間に退職の記録も無いことから、申立人は、18年4月1日から21年7月31日まで同社B工場において、同年8月1日から24年1月1日まで同社E工場において継続して勤務していたと考えられる。したがって、申立期間においても厚生年金保険の被保険者資格が継続し、厚生年金保険料も控除していたと考えられる。当時は、各事業所で厚生年金保険被

保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていた。」と供述している。

さらに、昭和20年にG市は壊滅的な戦災を被っているところ、事業主は、「A社の社史に記録されている戦災壊滅による操業不能工場に同社B工場は含まれていないことから、G市の被災後も同社B工場は操業していたと考えられる。」と供述しており、同僚の一人も、「申立人は、終戦後もしばらくA社B工場で勤務していた。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和21年8月1日にA社B工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和20年12月及び同社E工場における22年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、21年1月から同年7月までは170円、同年8月から同年12月までは510円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成12年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び14年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成12年8月から13年9月までは16万円、同年10月から14年2月までは20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から14年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間はA社に勤務していた期間であり、私が所持している年金手帳の「厚生年金保険の記録」欄に申立期間が同社において厚生年金保険の被保険者であったことが記載されており、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、A社が保管する賃金台帳兼源泉徴収簿及び申立人が所持する年金手帳の「厚生年金保険の記録」欄の記載により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社が保管する申立人の「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人が平成12年8月1日に同社において被保険者資格を取得し、14年3月1日に被保険者資格を喪失している旨が記録されているとともに、上記の両通知書には、いずれも社会保険事務所の受付印が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成12年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、14年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する上記の「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額から判断すると、平成12年8月から13年9月までは16万円、同年10月から14年2月までは20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和47年6月25日）及び資格取得日（昭和47年7月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年11月1日まで  
② 昭和47年6月25日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間①については、B社を定年退職し、直ちにA社に勤務した記憶がある。申立期間②については、途中で同社を辞めたことは無く、継続して勤務していた。

給与明細書等の資料は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の複数の同僚が、「申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。」と供述している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、このように被保険者記録に短期間の空白期間のある別の被保険者は見当たらない。

また、当該事業所に聴取したところ、「通常では、このような短期間の被保険者資格の得喪手続を行うことは考え難く、申立人には、申立期間である昭和47年6月分についても通常どおりに給与が支払われ、厚生年金保

除料も控除されていたと思う。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年5月及び同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人のA社における被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和46年11月1日であることが確認できるが、当該期間における当該事業所での雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、事業主は、「申立期間当時の関連資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険関係の事務手続については不明である。」と回答していること、及び複数の同僚からも、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除についての明確な供述を得られないことから、当該期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

A社から、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って記入し、被保険者資格喪失届を提出していた旨の連絡があり、確認したところ、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和49年4月1日とすべきであるところ、同年3月31日となっている。同社の退職日は同年3月31日であり、同年3月分の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び申立人に係る退職届、並びに事業主の回答から判断すると、申立人が同事業所に昭和49年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、離職日の昭和49年3月31日が日曜日で営業日ではなかったため、最終勤務日の同年3月30日を離職日とし、厚生年金保険の資格喪失日を

誤って同年3月31日として届け出たと回答している上、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にも資格喪失日が同年3月31日と記録されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1985

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月17日から同年9月1日まで

被保険者記録照会回答票及び年金加入履歴では、昭和54年8月17日から同年9月1日までの厚生年金保険被保険者記録が空白となっているが、49年4月1日から継続してA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社が発行した申立人の在籍に係る証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年9月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和54年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、当時の転勤に伴う手続の定めからすると、資格喪失日を誤って届け出たと思われる旨を回答していることから、事業主は昭和54年8月17日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に、同社本社における資格喪失日に係る記録を49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、33年10月を1万8,000円、49年3月を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月31日から同年11月1日まで  
② 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。申立事業所が発行した在職証明書のとおり、昭和24年4月に同社本社営業部に入社し、平成6年1月に退職するまで継続して勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事カード、在職証明書及び事業主の回答から判断すると、申立人は、昭和24年4月25日にA社に入社し、平成6年1月に退職するまでの間、同社に継続して勤務し（昭和33年11月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動し、49年4月1日に同社本社から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和33年9月及び同社本社における49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、33年10月を1万8,000円、49年3月を20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立期間当時の関連資料を保存しておらず、不明である。」と回答しているが、事業主が申立てどおりに申立人の資格喪失日を昭和33年11月1日及び49年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを33年10月31日及び49年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年10月及び49年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月28日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から46年7月31日まで  
② 昭和46年7月31日から同年8月1日まで  
③ 昭和48年8月1日から49年2月1日まで  
④ 昭和49年3月2日から50年2月1日まで  
⑤ 昭和52年5月2日から53年4月28日まで  
⑥ 昭和53年4月28日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①、③、④及び⑤に勤務した各事業所（申立期間①はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はA社）における標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く、記録が間違っているのではないかと思われる。特に、申立期間④については、月に10万円の給与がもらえるという前提で転職したので、標準報酬月額は10万円のはずである。

また、申立期間②については、当該期間に勤務したB社には昭和46年7月末まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年7月31日と記録されており、同年7月が厚生年金保険に加入していない期間とされていることに納得できない。

さらに、申立期間⑥については、当該期間に勤務したA社に係る給与支払明細書において、昭和52年5月から53年4月までの12か月にわたって厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入月数は11か月とされていることに納得できないので、当該期間を厚生年金保険

の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑥については、申立人が所持するA社に係る給与支払明細書により、申立人は当該期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人の標準報酬月額は、昭和44年10月から45年5月までは3万3,000円、同年6月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から46年6月までは4万5,000円とされていることが確認できる上、被保険者原票及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額について、不自然な遡及訂正処理等の形跡は見当たらない。

また、同僚に照会したところ、「給与明細書等は保管していないが、退職時の給与は4万円程度であった。」と供述しており、当該同僚の被保険者資格喪失時の標準報酬月額は4万2,000円であることが確認できる上、申立期間当時の給与担当者から聴取したものの、申立期間に係る関連資料は保管しておらず、申立内容を確認できる供述及び関連資料は見当たらない。

- 3 申立期間②については、申立事業所に係る被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和46年7月31日であることが確認できる。

また、雇用保険情報等により、申立人の離職日を確認することはできず、同僚及び申立期間②当時の給与担当者から聴取したものの、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、被保険者原票により、申立事業所において、昭和46年7月26日に被保険者資格を喪失している者が二人確認できる上、各月1日ではない日付で被保険者資格を喪失している者が複数確認できる。

さらに、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の標準報酬月額は、6万円であることが確認できる上、被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額について、不自然な<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理等の形跡は見当たらない。

また、申立事業所に照会したところ、「申立期間における給与については、基本給に加え、営業活動費、歩合金、報奨金等が支払われていたが、厚生年金保険の標準報酬月額等については基本給のみの金額を届け出ている。」と回答している上、被保険者名簿により、申立人と同日に申立事業所において被保険者資格を取得している同僚のうち、複数の者については標準報酬月額が申立人と同様に<sup>そきゅう</sup>変遷していることが確認できる。

さらに、同僚から聴取したものの、申立期間に係る関連資料は保管しておらず、このほか申立内容を確認できる供述及び関連資料は見当たらない。

- 5 申立期間④については、申立事業所に係る被保険者原票により、申立人の標準報酬月額は、5万2,000円であることが確認できる上、被保険者原票及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額について、不自然な<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理等の形跡は見当たらない。

また、同僚及び申立期間当時の給与担当者から聴取したものの、申立内容を確認できる供述及び関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑤については、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細書における総支給額は、申立事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額を上回る額であることが確認できる。

しかしながら、当該給与支払明細書における控除額「厚生年金」の欄には、4,186円と記載されており、当該金額に見合う標準報酬月額（9万2,000円）は被保険者名簿及びオンライン記録における当該期間の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 7 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から同年7月1日まで

昭和49年3月18日にA社本社に採用され、何度か転勤があったものの、同社に継続して平成16年4月21日まで勤務していた。同社に入社してから同社本社で2か月ぐらいの研修を受け、その後、同社C支店に異動した。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社の申立期間当時の社会保険事務担当者の供述、並びにB社が保管する申立人に係る人事記録から判断して、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、根拠となる資料等が無いので不明であるとしてお

り、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業  
主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し  
て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ  
とから、行ったとは認められない。

## 福岡厚生年金 事案 1989

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和 63 年 12 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18 万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A社からB社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間においてA社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社の回答及び同社が提出した申立人の厚生年金基金加入員台帳の記録から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、当該加入員台帳によれば、申立人の当該事業所における加入員資格喪失日は昭和 63 年 12 月 1 日であることが確認できる上、同事業所は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届は複写式の様式を使用しており、厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）に提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 63 年 12 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 63 年 11 月の厚生年金基金加入員台帳の記録から、18 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが必要である。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月26日から54年4月1日まで

A社からB社へ異動した際の申立期間に係る被保険者記録が確認できない。B社はA社を吸収して設立されたものであり、B社に異動した後も継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険被保険者記録、A社における当時の事業主の回答及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和54年2月28日まで同事業所に継続して勤務し、同日にB社に異動したものと認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を取得した前後に被保険者資格を取得した175人のうち、資格取得後3か月以内に被保険者資格を喪失している104人を除く71人（申立人を含む。）について、その処理日を確認したところ、いずれも、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった後の昭和54年4月2日に被保険者資

格喪失日がさかのぼって訂正処理されており、かつ、同年1月及び同年2月に被保険者資格を取得している13人については、前述の処理日と同日に取消処理がなされているが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年10月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所に該当しなくなった54年2月28日であると認められる。

また、昭和53年10月から54年1月までの標準報酬月額については、申立人のA社における53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間については、申立人はA社から関連会社であるB社に異動しているが、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に同事業所の被保険者資格を取得した59人のうち、申立人を含む35人はA社において被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、雇用保険被保険者記録、A社における当時の事業主の回答及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年2月及び同年3月における標準報酬月額については、申立人のB社における同年4月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、A社は昭和54年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後申立人が勤務したとするB社は、同年4月1日から適用事業所となっているが、申立人の同僚の供述等によれば、B社は当該期間において5人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1937

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 49 年 3 月まで

昭和 42 年 3 月に会社を退職してから住所を転々としていて定職に就いていなかったため、父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。自分で国民年金への加入手続を行っていないので加入時期は明確に記憶していないが、父の性格から退職後すぐの時期であると思う。

昭和 46 年ごろに再就職してから収入が安定してきたので、しばらくして父から、「自分の国民年金保険料は、自分で納付するように。」と言われた。再就職後も出張が多かったため、国民年金保険料が銀行口座振替になるまでは、主に父が保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳により、申立人の国民年金手帳記号番号はA市において払い出されていること、及び申立人の年金手帳は昭和 52 年 10 月 31 日に交付されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該特殊台帳により、申立人に係る昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が時効期限内の同年 11 月に過年度納付されていること、及び上記期間の直前である 49 年 4 月から 50 年 9 月までの保険料が未納であることが確認できることを踏まえると、申立人又はその父親は、52 年 11 月の時点で、納付可能な期間の保険料を過年度納付したものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡して

いることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1938 (事案 806 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 51 年に、母子手帳の交付を受けるため、A 市役所に出向いた際、国民年金担当の職員から国民年金への加入を勧められ、私達夫婦と当時一緒に働いていた夫の弟の加入手続きを行い、市の職員から請求された私達夫婦の国民年金保険料を一括して市役所の窓口で納付したことを記憶しているが、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、45 年 1 月から 51 年 3 月までの期間の保険料が未納とされていた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に対して、平成 19 年 3 月に納付記録の訂正を求めて申立てを行ったが、認められなかった。

今回、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す貯金の出金記録を入手したので、この出金記録に基づき、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 1 月に払い出されていることが確認され、申立人が、母子手帳の交付を受けるため A 市役所に出向いた 51 年 2 月ごろに同市職員から国民年金への加入を勧められ、加入手続きを行った上で、国民年金保険料を市役所で納付したとする申立内容は不自然であること、同年及び 52 年は特例納付が実施されていた時期ではないことから、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括納付することはできないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の申立人夫婦及び義弟の国民年金保険料を一括納付するために、昭和 51 年 8 月に申立人がその夫の貯金口座から数十万円を引き出したとして、金融機関の「普通貯金元帳」（出入金記録）を提出し、再度申し立てている。

しかしながら、申立人がその夫の貯金口座から数十万円を引き出した昭和 51 年 8 月は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された 52 年 1 月より 5 か月前である上、特例納付が実施されていた時期ではないことから、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括納付することはできず、当該出入金記録は申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料とは認め難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1939（事案 805 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から51年3月まで

私は、妻が昭和51年に、母子手帳の交付を受けるため、A市役所に出向いた際、国民年金担当の職員から国民年金への加入を勧められ、私達夫婦と当時一緒に働いていた私の弟の加入手続きを行い、市の職員から請求された私達夫婦の国民年金保険料を一括して市役所の窓口で納付したことを記憶しているが、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、44年1月から51年3月までの期間の保険料が未納とされていた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に対して、平成19年3月に納付記録の訂正を求めて申立てを行ったが、認められなかった。

今回、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す貯金の出金記録を入手したので、この出金記録に基づき、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和52年1月に払い出されていることが確認され、申立人の妻が、母子手帳の交付を受けるためA市役所に出向いた51年2月ごろに同市職員から国民年金への加入を勧められ、加入手続きを行った上で、国民年金保険料を市役所で納付したとする申立内容は不自然であること、同年及び52年は特例納付が実施されていた時期ではないことから、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括納付することはできないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の申立人夫婦及び申立人の弟の国民年金保険料を一括納付するために、昭和 51 年 8 月に申立人の妻が申立人の貯金口座から数十万円を引き出したとして、金融機関の「普通貯金元帳」（出入金記録）を提出し、再度申し立てている。

しかしながら、申立人の妻が申立人の貯金口座から数十万円を引き出した昭和 51 年 8 月は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された 52 年 1 月より 5 か月前である上、特例納付が実施されていた時期ではないことから、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括納付することはできず、当該出入金記録は申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料とは認め難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1940

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 12 月までの期間、56 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、同年 7 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 7 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで  
④ 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで  
⑤ 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、「市の年金課です。」という電話連絡の後に、市の職員が自宅へ集金に来ていた。領収書はもらえなかったが、市の職員なので疑うこともなく信用し、安心して現金で納付していた。

平成 21 年 4 月に社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の未納期間及び免除期間があるということを知り、非常に驚き遺憾に思った。免除申請は絶対にしていないし、国民年金保険料は 30 年以上納付しており、昭和 54 年 4 月から 63 年 3 月までに数十万円の保険料を納付している。申立期間が未納や免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑤については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料も当該期間は未納とされている。

また、A 市では、申立期間は市の職員又は嘱託職員が国民年金保険料の未納者宅を納付指導のため訪問することはあったが、訪問先で国民年金保険料を直接集金することはなかったとしており、市の職員が自宅に来て、領収書も渡さずに国民年金保険料を集金していたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立期間③及び④については、特殊台帳、オンライン記録及びA

市の電子データにより、申請免除期間とされていることが確認できる上、申立人の妻についても同様に、当該期間は申請免除期間となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1941

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料及び 61 年 3 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から 50 年 12 月まで  
② 昭和 61 年 3 月

私は、昭和 53 年 10 月に、A市B区役所で「普通なら 2 年間しかさかのぼって国民年金保険料を納付できないが、今だったら未納期間までさかのぼって保険料を納付できる。」と言われたので、後日、同区役所内の銀行窓口で、未納期間に係る保険料を一括納付した。

また、昭和 53 年 10 月から国民年金保険料と付加保険料を同時に口座振替で納めていたのに、61 年 3 月の 1 か月分が付加保険料だけ納付されていないのは不思議だ。銀行は、C金庫D支店だった。

申立期間①の国民年金保険料と申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、第 3 回特例納付実施時期である昭和 53 年 10 月に、未納期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと供述しているものの、申立期間①の一部を含む 43 年 3 月から 45 年 11 月までの期間は、厚生年金保険の脱退手当金が支給されており特例納付を行うことができない上、A市B区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録では、申立期間①について特例納付が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 3 月に、A市B区で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがわれない上、この時点において、時効が到来していない 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができなかつ

たものと考えられる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を特例納付した場合、納付すべき国民年金保険料額は高額となるにもかかわらず、申立人はその金額等を憶<sup>おぼ</sup>えていないなど、納付状況等が不明である。

加えて、申立期間②については、申立人は、昭和 53 年 10 月から口座振替により付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと供述しているものの、A市では国民年金保険料の口座振替が開始されたのは 57 年 4 月からであるとしている上、付加保険料は過去にさかのぼって納付することができないところ、オンライン記録では、申立人の 61 年 3 月分の国民年金保険料は、同年 5 月 16 日に、過年度納付されていることが確認できることから、同年 3 月分の付加保険料は納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1942

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月、59年9月から60年1月までの期間、平成元年10月から2年1月までの期間及び3年6月から4年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年12月  
② 昭和59年9月から60年1月まで  
③ 平成元年10月から2年1月まで  
④ 平成3年6月から4年11月まで

申立期間については、A町役場において自分で国民年金への加入手続を行い、口座振替で国民年金保険料を納付していた。年金の確認をするために社会保険事務所（当時）に行き説明を受けたが、年金はすべてもらえるとの回答だったので、申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年1月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、すべての申立期間は、時効のため、さかのぼって納付することができない期間である。

また、オンライン記録では、申立期間④直後の平成4年12月の国民年金保険料が、時効となる直前の7年1月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間については、過年度納付された時点では時効のため国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 49 年 12 月まで

私は、高校を卒業した後、昭和 37 年 10 月に父が経営していた家業に従事した。そのころは、父母と同居していたので、私が結婚する 41 年\*月ぐらゐまで母が私の国民年金保険料を納付していた。

母がどこでどのように納付していたのか記憶していないが、当時、A 市 B 区(現在は、C 区) D 出張所が自宅から近かったので、同出張所に行き窓口で納付していたと思う。

昭和 41 年\*月に結婚してからは、父母と別居し、妻が私の分と合わせて二人分の国民年金保険料を納付していた。

父母と同居していた期間の国民年金保険料及び結婚後、妻が納付していた保険料が未納になっていることを知って驚いた。母や妻の性格から国民年金保険料を納めていたのは間違いなく、このままでは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 2 月に、A 市 C 区において夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効のため、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、オンライン記録では、申立期間直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が、時効となる直前の 52 年 4 月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間については、過年度納付された時点では、時効のため保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、結婚後は、妻が申立人の国民年金保険料を納付したとしているが、妻も同様に保

険料が未納となっている。

さらに、申立人の母親及び申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1944

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 49 年 12 月まで

私が結婚する前の昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月までの期間は、母が姉の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。私の嫁ぎ先の母から国民年金の保険料納付に必要なはがき大の証書（ねずみ色）を受け取り、今後も続けて納付することと、大事な物だから紛失しないように言われていた。

結婚後は、夫が昭和 41 年 5 月、事業を始め従業員を数名雇用し、社会保険の加入手続をした時、事業主は加入できないということだったので私と夫は国民年金保険料を継続して納付していた。

また、実姉も年金記録照合の際、母が納付してくれていた分が漏れていて、A 市役所ですぐに納付実績が判明した。結婚前に母が納付してくれた国民年金保険料及び結婚後、私が夫の分と一緒に納付していた国民年金保険料が未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 2 月に、B 市 C 区において夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効のため、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、オンライン記録では、申立期間直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が、時効となる直前の 52 年 4 月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間については、過年度納付された時点では、時効のため保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人は、結婚後は申立人及びその夫の国民年金保険料を納付したとしているが、

夫も同様に保険料が未納となっている。

さらに、申立人及びその母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1945

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 40 年\*月に結婚してA市へ転居した。A市役所から国民年金の加入通知が来たが、義母に加入しなくてよいと言われ、加入しないまま、46年3月、B市C町に転居した。53年10月ごろ、B市役所の職員が自営業をしていた私の店に来て、国民年金を納めないと老後は年金をもらえない旨を説明され、義父と相談して加入し保険料を支払うことにした。未納となっている初めから保険料を納めた場合、保険料額はどのくらいになるか同市役所の職員に尋ねたところ、翌日、細かいところまでは憶<sup>おぼ</sup>えていないが、数十万円と言われ、その翌日、市役所の職員に店で現金を渡した。領収書は、普通の商売人が使う領収書で、仮領収書として渡された。後日、正式な領収書を交付するとのことだったが、市役所の職員を信用していたことと、定期的な支払いが始まったということで安心してしまっ<sup>て</sup>受け取っていない。

年金を初めてもらった時、国民年金と厚生年金保険の合算した額なのに少ないと思っていたが、今年になって国民年金保険料の納付状況を確認して驚いた。

昭和 53 年に、すべての申立期間の国民年金保険料を払っているのに未納があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月ごろ国民年金に加入し、B市の勧めにより未納となっている申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと供述しているが、特殊台帳及び同市の国民年金被保険者名簿では、同年同月に国民年金に加入し、この時点で時効が到来していない 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険

料が過年度納付されていることは確認できるものの、同時期に申立期間について特例納付された形跡は見当たらない。

また、昭和 55 年 6 月に、それまで未納とされていた期間のうち、36 年 6 月から 37 年 5 月までの国民年金保険料が特例納付されていることが確認されるが、この特例納付により申立人は 60 歳到達まで保険料を納付すれば国民年金の受給権が発生することから、無年金者対策として納付勧奨が行われ、申立人が特例納付したとする期間は上記の 1 年間であったと考えられる。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく乖離<sup>かいり</sup>している上、B 市では、昭和 53 年当時、職員や嘱託員による個別訪問での現金収納は行っていなかったとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1946

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 47 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 47 年 8 月まで

申立期間については、実家が経営する店を手伝っており、国民健康保険に加入し、同時に国民年金にも加入していた。私の国民年金保険料は、母が、A 町役場又は B 町役場（C 市役所 D 支所と思われる。）で、自分たちの分と一緒に、毎月、納付してくれていたと思う。

両親は既に死亡しており、詳細は不明であるが、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び E 市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月 4 日に E 市において払い出されていること、及び申立人は国民年金被保険者資格を 49 年 8 月 1 日にさかのぼって取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間において自身の国民年金手帳を受け取った記憶は無いと供述しているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1947

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和55年5月から57年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から48年2月まで  
② 昭和55年5月から57年1月まで

私は、昭和47年8月に会社を退職し、自営業を開始した。当時、私の国民年金の加入手続は、妻がA市B区役所で行い、国民年金保険料の納付についても、妻が行っていたはずである。

また、その後、昭和55年5月に会社を退社した後の時期には、失業給付を受けていたので、国民年金保険料の免除申請を行っていたはずであり、その記録が無い。

両申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、自営業を開始した昭和47年8月ごろに申立人の妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行った旨を申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、当時の住所地を管轄するA市B区役所において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、妻が申立期間①の国民年金保険料をA市B区役所で納付したと申し立てしているところ、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻に係る特殊台帳において、「50.4.1 不在復活」の記載があるほか、当該特殊台帳は、昭和51年4月15日に、妻の国民年金手帳記号番号を払い出したC社会保険

事務所（当時）から当時の住所地を管轄するD社会保険事務所（当時）に移管されたことが確認でき、申立期間①において、申立人の妻に係る国民年金の住所変更が行われていないことなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和55年5月に会社を退社し、失業給付を受けていたので、免除申請を行っていたと申し立てしているところ、当該期間は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同資格を再取得するまでの期間であり、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であるが、当該期間当時、同手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の妻は、当該期間当時、国民年金保険料を納付しているものの、任意加入被保険者であったため、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失により、申立人の妻は任意加入被保険者から強制加入被保険者となるが、妻の国民年金加入記録では、当該期間当時、任意加入被保険者のまま納付しているなど、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1948

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

私は、申立期間当時、首都圏に住んでいたが、住民票は実家のA市においたままであった。

母が、平成元年5月に、A市役所で私の国民年金加入手続を行い、以後の国民年金保険料は、毎月、A市役所の担当窓口で納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月1日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間は国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することができるが、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親において、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1949

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から45年10月まで

申立期間当時は、夫が公務員であったので、国民年金への加入は任意であったが、昭和38年\*月に長男が誕生したことや、近所の知人から、強く勧められたこともあって、同年4月に国民年金の加入手続を行った。

幼い子供を抱えて納付書を持って郵便局で国民年金保険料を納付していた記憶が今でもはっきり残っている。

また、国民年金保険料の領収書は、現在所持している年金手帳に<sup>ちようふ</sup>貼付して保管していたが、20年ぐらい前に、何かの用事でA市の区役所又は社会保険事務所（当時）に行った際、担当窓口で必要でないとの理由で手帳から剥<sup>は</sup>がされ取り上げられた。剥<sup>は</sup>がされた跡が今も同手帳に残っているが、そのことが悔やまれる。

国民年金保険料の納付を開始した時期は、はっきりと記憶にあるので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和38年4月に国民年金に加入したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人が所持する年金手帳及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年2月に払い出されていること、並びに申立人が同年2月14日に国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、申立期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、郵便局で国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、A市の年金担当課では、国民年金保険料が郵便局で納付可能となったのは、

昭和 42 年 10 月ごろからであるとしている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1950

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

母が、昭和 61 年 6 月ごろに A 市 B 区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、時効前納付案内に関する文書の送付を受けたので、時効になる前に母が C 郵便局で納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿に「61. 4～61. 6 徴収決定外誤納 63. 8. 23」、「61. 4～6 を 61. 7～9 に充当 (63. 9. 20 社保決定)」の記載があることを踏まえると、申立人の母親は過年度納付期限 (昭和 63 年 7 月末日) 後の昭和 63 年 8 月 23 日に申立期間の国民年金保険料を納付したものの、この保険料は、社会保険事務所 (当時) では、時効により申立期間の保険料としては収納することができないことから、過誤納として納付期限に至っていない 61 年 7 月から同年 9 月までの保険料に充当したことがうかがえる。

また、オンライン記録 (過誤納) により、上記と同様の充当記録が確認できる上、昭和 61 年 7 月から同年 8 月までの期間分として納付された保険料を同年 10 月から同年 11 月までの期間の保険料、及び同年 9 月から同年 10 月までの期間分として納付された保険料を同年 12 月から 62 年 1 月までの期間の保険料に充当した記録が確認できる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与していない上、上記の納付とは別に、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を時効前に納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1951（申立期間①は、事案 1514 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間①については、年金記録確認第三者委員会から平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えない旨の通知を受け取った。しかし、申立期間①及び②の国民年金保険料については、姉に自分の銀行口座からお金を下ろして納付してもらっていたことは間違いない。今回、新たな資料として申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする記載が確認できる昭和 59 年及び 60 年の「金銭出納簿」が見付かったため、申立期間②を含めて再度の審議をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、昭和 58 年分の確定申告書に社会保険料の金額が記載されているものの、同年の時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、当時の国民健康保険税の額が不明であることから国民年金保険料を納付していたものと推認することはできないこと、申立期間①当時、保険料を納付することが困難な状況がうかがえること、保険料の納付方法、申請免除や追納の時期についての申立人の記憶が明確ではないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を納付していることを示す資料として新たに昭和 59 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 9 月までの期間の金銭出納簿に申立期間①の国民年金保険料を納付したとする記載があり、当該期間の国民年金保険料についても追納していたはずである

と申し立てている。

しかしながら、上記の金銭出納簿に記載されている金額は申立期間①の国民年金保険料額と大きく相違している上、同金銭出納簿に記載されている55（国年保）保険料額、55（国年保）保険料額及び55（国年保）保険料額のインクの濃淡が同金銭出納簿に記載されている他の文字と相違し、後日、追記した可能性がうかがえるなど、これらの記載内容は、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは考え難い。

また、申立人は、申立人の姉が銀行で当該期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、納付された国民年金保険料に係る一連の電算処理の過程において複数回にわたって不適切な事務処理が行われたとは考えにくいことを踏まえると、上記金銭出納簿の記録は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、上記の金銭出納簿に当該期間の国民年金保険料を追納した金額が記載されていると申し立てているところ、当該期間は申請免除期間ではあるものの、同金銭出納簿に記載されている金額は当該期間の保険料額と大きく相違している上、同金銭出納簿に記載してある56（国年保）及び56（国年保）保険料額のインクの濃淡が同金銭出納簿に記載されている他の文字と相違し、後日追記した可能性がうかがえるなど、これらの記載内容は、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは考え難い。

また、当該金銭出納簿の昭和60年9月26日の摘要欄には、「56（国年保）保険料 外」とまとめて記載されており、その内訳は不明である。

さらに、申立人は、申立人の姉が銀行で当該期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、納付された国民年金保険料に係る一連の電算処理の過程において複数回にわたって不適切な事務処理が行われたとは考え難い上、当該期間の保険料を納付したとする申立人の姉は既に死亡しているため、当時の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から25年4月1日まで

昭和21年4月1日にA会B支所に入社した。同支所は、23年5月30日に合併によりC協同組合（D協同組合、E協同組合を経て、現在は、F協同組合）となったが、25年9月15日に退職するまで継続して勤務した。D協同組合が53年2月9日に発行した在職証明書も所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するD協同組合発行の在職証明書及びC協同組合の当時の同僚の供述から判断して、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたA会B支所は、同支所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、一方、C協同組合に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、25年4月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではない上、F協同組合は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、当時を承知する者もないため、厚生年金保険の適用時期や申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除については確認できない。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険に係る届出、保険料の控除等について確認することができない。

また、C協同組合に係る上記の被保険者名簿により被保険者記録が確認できる同僚10人のうち、死亡した5人を除いて連絡先が判明した3人に照会した結果、このうちの一人は、「申立人は、私が昭和24年7月1日にC協同組合

に就職したとき、直接の上司であった。入社当初から厚生年金保険料が自分の給与から控除されていたか否かの記憶は無く、自分の記録も25年4月1日からとなっている。」と供述しており、また、他の一人は、「私が昭和23年の中ごろにC協同組合に入社した時、申立人は既に勤務していた。自分の記録も25年4月1日からとなっているが、厚生年金保険料の控除についての記憶は無い。」と供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1992

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 1 日まで

私が A 社において行っていた業務を、B 社が引き継いだのに伴い、私も同社に移った。給与は A 社と同等との条件であった。しかし、ねんきん定期便によると、B 社に勤務していた時期の標準報酬月額が、実際の給与支給額を大きく下回っているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する B 社からの給与振込の記録（金融機関の預金取引明細照会）によると、申立期間における給与振込額は 30 万円から 32 万円であり、社会保険事務所（当時）に記録されている当該期間の標準報酬月額である 22 万円から 28 万円を上回っていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 6 年 10 月の B 社における被保険者資格取得時決定において 22 万円となっており、A 社における同年 9 月の標準報酬月額 36 万円からは下がっているものの、7 年 10 月に 24 万円、8 年 10 月に 26 万円、9 年 10 月に 28 万円と定時決定において改定されていることが確認でき、B 社における定時決定により標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は見当たらず、申立人に係る標準報酬月額は、同事業所の届出による給与額に基づいて決定されているものと考えられる。

また、B 社は、平成 15 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「関連資料は一切保存しておらず、事務処理に関しては、担当者に任せていたので詳細は承知していない。」と供述しており、同

事業所における申立期間当時の事務担当者は、「申立人の給与については詳細な記憶は無いが、厚生年金保険料は、社会保険事務所へ届け出て決定された、標準報酬月額に基づいて控除していた。」と供述している上、申立期間当時の同僚からも、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録によれば、申立期間当時の同事業所の厚生年金保険被保険者（男性）の標準報酬月額は、役員を除けば、18万円から30万円となっている。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1993

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 6 日から同年 6 月 21 日まで  
② 昭和 37 年 6 月 21 日から 43 年 5 月 1 日まで

申立期間について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされているが、当時は脱退手当金という言葉も知らず、受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和43年10月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時の事業主は、「脱退手当金に係る受給手続については、担当課長が、退職者に説明するのを聞いていたし、退職金制度や失業保険についても説明するようにマニュアル化されていたので、これらについて説明を聞いていないことはないと思う。脱退手当金を受給するか否かの選択は本人の意思に任せていたが、多くの退職者が脱退手当金受給を選択していた。事業所が脱退手当金の代理請求を行っていたか否かについては分からない。」と回答しており、当時、同事業所に勤務していた同僚は、「私は、退職時に担当課長から脱退手当金についての説明を受けた。」と供述している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1994 (事案 147 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 2 日から 48 年 5 月 31 日まで

昭和 46 年 3 月ごろに A 社に入社し、入社と同時に同事業所が健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続きを行い、健康保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶がある。

このため、年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、申立期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いなどとして、年金記録の訂正は認められなかった。

しかし、申立期間に A 社に勤務していたことは間違いなく、新たに健康保険証の様式及び同事業所における同僚二人の名前を思い出したため、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立てに係る A 社における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できないこと、ii) 同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらないこと、iii) 申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに A 社における二人の同僚及び同事業所から交付された健康保険被保険者証を使用していた記憶があるとして、再申立てを行っているところ、上記の同僚二人のうち一人については、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できず、他の一人は、被保険者記録は確認できるものの、既に死亡しており供述を得ることができない。

また、申立人が健康保険被保険者証を使用し、通院したとする二つの医療機関は、いずれも「資料を保存しておらず、申立人の健康保険被保険者証記号番号等については不明である。」と回答している。

さらに、申立人が、当時使用していたとする健康保険被保険者証の色及び様式について、年金事務所、B市C区役所等に照会したが、これらを確認することができない。

その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1995

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで  
② 平成 12 年 10 月 1 日から 15 年 1 月 1 日まで

申立期間①は、中学校の紹介で卒業後にA社が経営する店舗に勤務した。また、B社には何度か勤務したが、申立期間②は、当時の社長の妻から復帰を依頼されたので、再度、同社に勤務したものの、平成 14 年に当時の社長が病気で倒れ再起不能になり、代表取締役が交代したことにより同社を辞めた期間で、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、当時の勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断して、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所は、昭和 37 年 9 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることは確認できるが、申立期間においては適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所は既に廃業しており、関連資料を保存していない上、オンライン記録において、申立期間①に勤務していたと思われる同僚 7 人のうち 2 人は国民年金に加入し、申立事業所の厚生年金保険適用時において国民年金被保険者資格を喪失している記録となっており、唯一連絡が取れた同僚は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間については、国民健康保険に加入していた。」と供述している。

#### 2 申立期間②については、事業主及び当該期間に被保険者記録が確認できる

同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立事業所では、根拠となる資料を保管しておらず、当時の事業主は死亡している上、当時の担当者も退職しており、連絡先も不明であることから、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、申立事業所に申立期間②の前に二度在籍し、両期間については、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人の被保険者記録が確認できるが、申立期間②については、被保険者記録は確認できない。

なお、オンライン記録により、申立人は、当該期間直前に勤務していたC社を平成12年9月18日に退職した翌日の同年9月19日に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、13年6月12日に同資格を喪失するまでの10か月間の健康保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録によれば、申立期間②については、申立人の被保険者記録は確認できない上、当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1996

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から10年3月1日まで  
② 平成10年5月13日から同年6月1日まで

A社に入社後、B社C工場で平成9年8月から10年5月31日まで派遣社員として勤務したが、オンライン記録によると、資格取得日が同年3月1日に、資格喪失日が同年5月13日になっている。勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所における同僚の給与明細書によれば、給与からの厚生年金保険料の控除は、厚生年金保険に加入した月から行われており、加入前の期間においては厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格取得届は、当該事業所から同時期に社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所に提出されており、オンライン記録において、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を変更された履歴はなく、一連の事務処理における不自然さはいかたがえなくない。

#### 2 申立期間②について、申立人は、有給休暇を取得していたとしているものの、同僚等からの供述を得ることができない上、勤務実態を確認できる関連資料等も見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録における資格喪失日（平成 10 年 5 月 13 日）は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日と一致している。

- 3 両申立期間について、申立人が A 社から派遣され勤務していた B 社 C 工場に照会したものの、当時の資料は保管されておらず、申立人に係る派遣契約内容について確認することができない。

また、申立事業所は、平成 17 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後当該事業所は、吸収合併を繰り返しながら 21 年 6 月末で事業を終了し、現在は、継承された D 社において清算業務を行っているものの、申立事業所に係る 13 年 3 月以前分の人事情報は保管されておらず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、AセンターB支局（現在は、同センターC支局）が設立されたのは昭和49年8月1日であるにもかかわらず、同支局が厚生年金保険の適用事業所となったのが同年9月1日であるため、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間とされていることが分かった。

当該事業所の業務及び職員は、昭和49年8月1日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できるDセンターからそのまま引き継がれており、勤務内容等に特段の変化も無く、引き続き厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

AセンターC支局が保管する人事記録、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は申立期間において同センターB支局に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年9月1日であることが確認できる。

また、AセンターC支局は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて確認できる関連資料は保管していない。」と回答しているが、同センターC支局が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人の資格取得日を昭和49年9月1日として届け出ていることが確認できる上、申立人と同様、Dセンターから引き継がれたすべての職

員について、同様の届出がなされており、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、AセンターC支局は、「同センターB支局が設立された昭和49年8月1日時点で在籍していた従業員24人の中には、申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる者もあり、一部の従業員のみから厚生年金保険料を控除することは考えにくい。」と回答しているが、被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる者が6人確認できるところ、当該6人は同センターB支局が設立された際、同センター総局（所在地は、E市）から同センターB支局に異動した者と思われ、当該6人については同センター総局が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において資格喪失日が同年8月1日として届け出られていることが確認できる一方、同センター総局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、資格喪失日がいったん同年8月1日と記入された後、同年9月1日に訂正されていることが確認できることを踏まえると、同センター総局は同センターB支局において当該6人を厚生年金保険に加入させることができない状況であったことを承知した上で資格喪失日の訂正手続を行ったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1998

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 2 月 28 日まで

申立期間はA医院で働いたが、厚生年金保険の加入記録では同事業所における被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険情報により、申立人は申立期間にA医院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人が名前を挙げる同僚二人に係る年金記録を調査したものの、いずれも申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、A医院に照会したところ、「申立期間に係る関連資料は保管しておらず、当時から在籍している人もいないが、現在の取扱いは、従業員の給与からB国民健康保険組合の保険料を控除し、国民年金は自分で納付していることから、当時から、この取扱いであったと思う。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1999（事案 1069 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 5 日から平成 15 年 8 月 31 日まで

A社に勤務していたが、標準報酬月額が数十か月も変わっていない期間があり、納得できないので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、これが認められないのはおかしいので、正しい記録に訂正してほしい。

また、特別支給の厚生年金保険給付額の定額部分の計算月数が 444 か月で打ち切られていることや、賞与から特別保険料を徴収されているのに、年金給付額に反映されないのはおかしいと申し立てたが、これについての判断が行われておらず納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社が保管している平成 11 年 10 月から 15 年 7 月までの個人別年間支給額照会により、申立人の給与額に基づき算出した標準報酬月額、これに対応する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の金額及びオンライン記録とは一致していること、ii) 当該個人別年間支給額照会は、厚生年金保険料控除額に計算上の誤りが無く、申立人が提出した給与明細書（平成 15 年 7 月分）及び賞与明細書（平成 12 年夏分、同年冬分及び 15 年夏分）と一致していること、iii) 記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できないこと、iv) 標準報酬月額が長期にわたって変更されていない期間があることのみをもって、記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたとは認め難いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

なお、上記の通知には、厚生年金保険法の規定に基づき、特別支給の老齢厚生年金に係る給付額のうち定額部分計算月数の上限を444か月とすること、及び平成15年4月より前の期間においては、報酬比例部分計算の平均標準報酬額は賞与額を反映しないこととされていることはおかしいとの主張は年金記録訂正の対象となるものではないとすることも併記している。

今回、申立人は、上記の通知に納得できないとして、再申立てを行っているところ、申立人から新たな資料や事情は提出されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険法の制度がおかしいとする申立ては、年金記録訂正には当たらず、当委員会における調査・審議の対象ではない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 27 年 7 月ごろから 29 年ごろまで

A社において技術職として勤務していた期間のうち、前半の時期に当たる申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、申立期間②においては、B社C営業所に運転手の助手として勤務していたが、同じく厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が名前を挙げる者の被保険者記録が確認できること及び入社に至る経緯等に係る申立人の供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社現場事務所（所在地は、当時のD市E町）が適用事業所となった昭和 23 年 3 月 31 日と同日に被保険者資格を取得していることが当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できるものの、A社（所在地は、当時のD市F）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社は、「本採用ならば、履歴書、退職届、社内通報等、何か残っているはずであるが、申立人に係る関連資料は見当たらない。申立人は技術部門で勤務したかもしれないが、本採用ではなく臨時職員であったので

はないか。」と回答している上、「申立人と一緒に従軍していたが、復員してA社で再会した。私は18歳になった時にA社に運搬等の担当として入社したが、同社では3か月から6か月の試用期間があった。」と供述している者は、A社現場事務所において、昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、A社現場事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年3月31日であることが確認できる。

加えて、A社では、上記のとおり申立人に係る関連資料等はなく、申立ての事実を確認できないと回答していることから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人は、B社C営業所における入社した経緯及び勤務内容を具体的に供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、B社においてG県内の営業所を統括していた同社H支店（現在は、B社I支店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の者は、「申立人は承知していないが、当時、採用された職員には試用期間があり、その期間は仕事の実績、技術や勤務期間により人それぞれ違っていた。」、「雇用形態には社員、準社員及び臨時職員の三つがあった。臨時職員も社員になれる機会はあったが、採用枠がありなかなか社員にはなれなかった。」と供述し、同社J支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者は、「社会保険事務を担当していた。当時の雇用形態としては、新卒で即本採用の従業員と試雇（社会保険に加入しない時期）を設ける従業員がいたが、後者は、2年から3年の試用期間があった。また、運転手の助手ならば本採用ではなく、2年から3年は社会保険には加入させていない。」と供述していることを踏まえると、B社H支店及び同社J支店では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、B社C営業所における被保険者記録は確認できない上、B社H支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、B社I支店では、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答していることから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2001

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年2月21日まで

私は、A社の代表者を務めていたが、平成10年2月5日に取引先が倒産したため、当社も連鎖倒産してしまった。社会保険料を倒産した取引先の手形で納付していたが、社会保険事務所（当時）から、無効の押印のある当該手形が返却され、私の厚生年金保険の標準報酬月額を遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>お</sup>びして引き下げるよう要望があったが、私の分だけでは不足するため、夫と甥<sup>おい</sup>の標準報酬月額も減額されてしまった。

私は、厚生年金保険の標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>お</sup>び訂正の書類を書いた憶<sup>おぼ</sup>えは無く、減額された金額も知らされていないので、この遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>お</sup>び訂正は無効と思う。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として同社に在籍し、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年2月21日）の後の平成10年3月23日付けで、当初8年4月から9年9月までは41万円、同年10月から10年1月までは13万4,000円であったものが、それぞれ9万8,000円に、さかのぼって減額訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「標準報酬月額を減額する手続や金額は確認していない。書類も書いていない。」と主張しているところ、申立人の夫（平成21年3月に死亡）は、同人の年金記録訂正の申立てに係る社会保険事務所の聴取に対して「報酬月額をさかのぼって訂正して滞納分を無しにしてくれと社会保険事務所の徴収係から依頼があり、社長が同意したらしい。社長が私の妻であったから身内分も含め修正したと後で報告を受けた。私は同意していな

い。」と供述しているとともに、申立人は、「社会保険事務所の職員から、さかのぼって報酬を訂正させてほしいと言われた。それで滞納している厚生年金保険料の納付が済むのであればと思います承した。」と供述しており、申立人は、当該事業所の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額処理に関与しているものと認められ、当該月額減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2002

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月 3 日まで

A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 57 年 1 月 3 日となっているが、同社には 56 年 4 月から勤務していた。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「昭和 57 年 1 月 3 日に正規職員として雇用している。当時は、本採用（正規職員）に至るまで研修期間（試用期間）を設けており、申立期間は研修期間であったと考えられる。」と回答している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「会社は入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかった。厚生年金保険に加入するまでの期間は人によって異なる。」と供述していることを踏まえると、申立事業所においては、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、上記の被保険者名簿では、申立人は、昭和 57 年 1 月 3 日に被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、この記録は、事業主が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている被保険者資格取得日と一致しており、申立期間において申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、上記被保険者名簿等の記録と一致する昭和 57 年 1 月 3 日に当該事業所に係る被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社B鉱業所に事務担当として入社した後に行われた実習期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。新入社員全員が坑内勤務を実習し、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が名前を挙げた同僚の供述等から判断すると、申立人が昭和 28 年 3 月からA社B鉱業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、A社では、「A社B鉱業所に係る賃金台帳等の関係資料は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚二人は、それぞれ、「申立人と一緒に事務担当として入社したが、昭和 28 年 3 月から同年 5 月までは実習期間でその間 1 週間くらい坑内実習があった。実習期間は学生扱いで本採用になった後に厚生年金保険に加入した。申立人と私は同じ事務系であるので、同年 6 月 1 日に厚生年金保険に加入したと思う。」、「申立人に係る記憶は無いが、昭和 28 年 3 月から同年 5 月までは実習期間でその間 2 日間くらい坑内実習があった。本採用後に厚生年金保険に加入したが、私の場合は同年 6 月 1 日に資格取得したことになっている。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、A社B鉱業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 28 年 6 月 1 日となっており、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に基づく申立人の被保険者記号番号払出日の記録と一致して

いることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2004（事案 91 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失確認通知書を見ると、オンライン記録と一致しており、資格喪失時に申立人の健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返納済」印も確認できること、申立人のA社における雇用保険に係る離職日は厚生年金保険被保険者の資格喪失日と合致していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 20 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において、当該事業所が主催していた運動会及び旅行に2回参加した記憶があり、間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち一人は、「申立人の名前に記憶はあるが、具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用については分からない。」、残りの二人は、「申立人に係る具体的な記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 8 月 1 日から 26 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和 24 年 8 月に入社後、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に在籍していた申立人に対し、B商工会議所（現在は、C商工会議所）が授与した勤続8年表彰状から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、C商工会議所では、「勤続表彰は、事業所からの申請に基づき行っており、特に勤続年数を確認できる資料等の提出は求めている。」と回答している上、オンライン記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった際の事業主の連絡先も不明であり照会することができないほか、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、同事業所

の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所と名称が類似しているD社及びE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年11月30日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和30年ごろ、健康保険証を使用した記憶があり、同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA社については、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和37年7月1日となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であり照会することができない上、申立人が名前を挙げた同僚についても、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。